

北上市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

北上市教育委員会行政組織規則（平成3年北上市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1（第5条関係）</p> <p>1 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務係</p> <p>ア～ヒ [略]</p> <p>フ <u>図書館の設置、廃止及び管理運営の総合調整</u>に関する こと。</p> <p>ヘ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 文化財課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 文化財係</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ <u>埋蔵文化財センター、博物館（利根山光人記念美術館</u> <u>の管理運営</u>に関することを除く。) 及び<u>鬼の館の設置、</u> <u>廃止及び管理運営の総合調整</u>に関すること。</p> <p>オ [略]</p> <p>カ [略]</p> <p>キ [略]</p> <p>(2) 遺跡保護係</p> <p>ア・イ [略]</p>	<p>別表第1（第5条関係）</p> <p>1 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務係</p> <p>ア～ヒ [略]</p> <p>フ <u>図書館、博物館及び鬼の館の設置、管理運営の総合調</u> <u>整及び廃止</u>に関すること。</p> <p>ヘ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 文化財課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 文化財係</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ [略]</p> <p>オ [略]</p> <p>カ [略]</p> <p>キ [略]</p> <p>(2) 遺跡保護係</p> <p>ア・イ [略]</p>

ウ 埋蔵文化財センターの設置、管理運営及び廃止に関すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。